

平常時における政治活動用文書図画（立札看板の類及びポスター）の 掲示規制について

○制限の対象となるもの（法 143）

政治活動に使用される文書図画で

- (1) 公職の候補者（公職の候補者となろうとする者及び現に公職にある者を含む）の氏名又は氏名が類推されるような事項を表示したもの。
- (2) 後援団体の名称を表示したもの。

この（１）、（２）に該当する文書図画は、公職選挙法の規定により次のような制限があり、掲示できるものと掲示することができないものがあります。

政治活動用の事務所の立札、看板の類

1 掲示できる総数

- (1) 公職の候補者等・・・[6枚]
- (2) 後援団体・・・[6枚]

（同一の公職の候補者等にかかる後援団体の総てを通じて）

これは、1人の候補者又は現に公職にある人の後援団体が2団体以上あっても、掲示できる総数は6枚までという意味です。

2 一つの事務所に掲示できる枚数は2枚まで

「一つの事務所（連絡所）ごとにその場所において通じて2枚を限り掲示されるもの」と定められております。

したがって一つの事務所（連絡所）では、立札,看板の類は2枚までしか掲示することができません。

※「通じて2枚」とは、例えば、立札と看板が1枚ずつ、立札が2枚・看板が2枚など、その数の合計が2枚までのことであり、その数の配分については自由です。

※立札・看板の両面を使用している場合は、2枚を掲示していることになりしますので、証票を両面に（2枚）貼らなければ掲示することはできません。

3 掲示できる場所

設置している事務所（連絡所）でなければ掲示できません。したがって事務所から離れた場所での掲示はできません。設置場所が変更になった場合は、異動届を提出してください。

4 立札看板の類の規格

縦150cm、横40cm以内でなければなりません。足がある場合は、足も含めてこの規格以内となります。

5 掲示するときは証票を貼り付けること

立札、看板の類を掲示するときは、選挙管理委員会に証票交付申請書を提出して証票の交付を受け、この証票を貼り付けて表示しなければ掲示することができません。（立札、看板が掲示できる期間は、証票に記載された期間です。）

6 記載内容

候補者等又は後援団体の純粋な政治活動のために使用されるものでなければなりません。

記載内容としては、次のようなものが通例となっています。

候補者等の事務所では、「〇〇事務所」「〇〇連絡所」

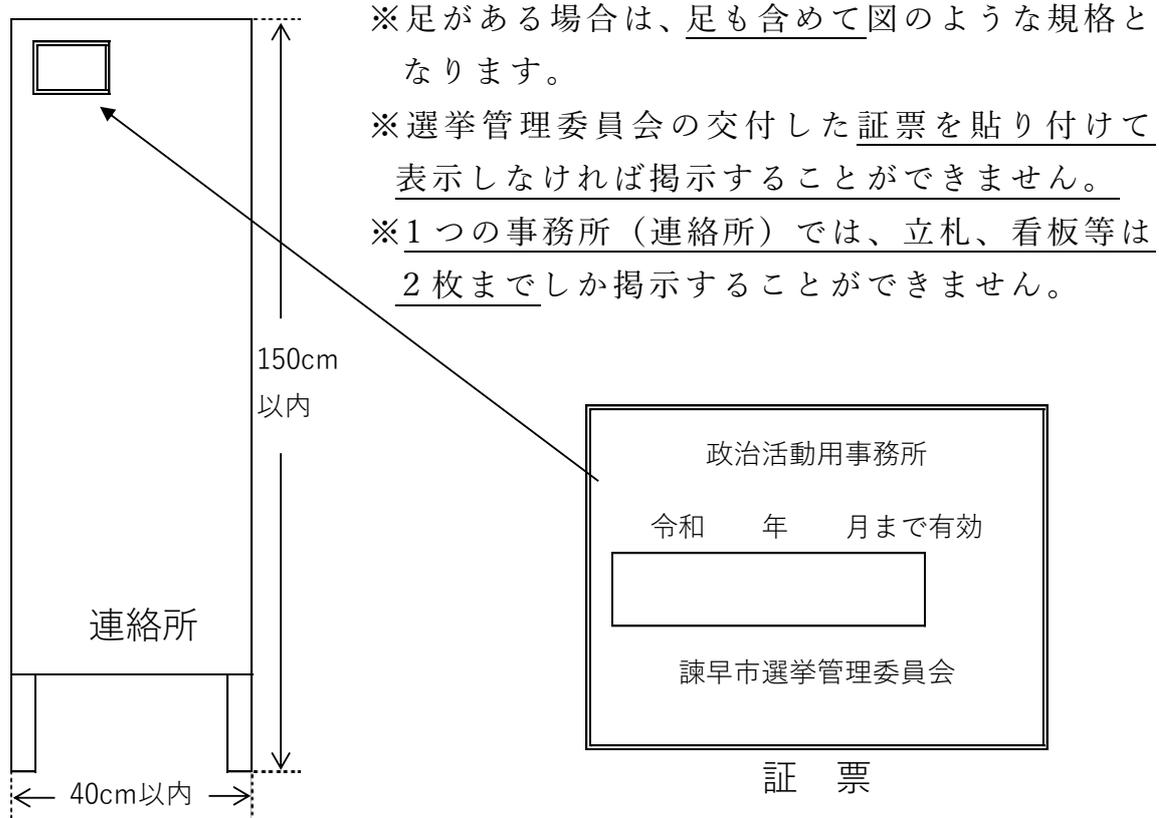
後援団体の事務所では、「〇〇後援会事務所」「〇〇後援団体連絡所」

(注意)「〇〇選挙」「〇〇選挙候補者」「〇〇党公認」その他選挙に関する事項を記載することはできません。

7 掲示期間の制限

- (1) この立札・看板の類は、選挙期間中に新たに掲示することはできません。
- (2) 選挙の告示前から掲示していた立札・看板の類はその記載内容・掲示の態様から「文書図画の掲示につき禁止を免れる行為の「制限」に該当しない限りそのまま掲示しておくことができます。

< 参考：立札看板等の規格 >



●公職選挙法第143条「文書図画の掲示」

第16項第1号 立札及び看板の類で、公職の候補者等1人につき又は同一の公職の候補者等に係る後援団体のすべてを通じて政令で定める総数の範囲内で、かつ、当該公職の候補者等又は当該後援団体が政治活動のために使用する事務所ごとにその場所において通じて2を限り、掲示されるもの

第17項 前項第一号の立札及び看板の類は、縦150cm横40cmを超えないものであり、かつ、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の定めるところの表示をしたものでなければならない。

●公職選挙法施行令第110条の5「後援団体等の政治活動に関する立札及び看板の類の総数等」

第6項 公職の候補者等が都道府県の議会の議員、市の議会の議員若しくは指定都市以外の市の長の選挙に係るものであり、又は後援団体が当該公職の候補者等に係るものである場合6

政治活動用ポスター

ベニヤ板等で裏打ちされたポスターを掲示することは禁止されていますが、ベニヤ板等で裏打ちされていないポスターでも、次の(1)(2)に該当するものも選挙時と平常時を問わず掲示することができませんので注意してください。

- (1) 候補者等の政治活動のために使用される当該候補者等の氏名又は氏名を類推する事項を表示するポスターで、当該候補者等の政治活動のために使用する事務所又は連絡所を表示するもの。
- (2) 後援団体の政治活動のために使用される当該後援団体の名称を表示するポスターで、当該後援団体の政治活動のために使用する事務所又は連絡所を表示するもの及び当該後援団体の構成員であることを表示するもの。

したがって、いわゆるステッカー（短冊形のポスター）で、次に該当するようなものは一切掲示することはできません。

※候補者等では、「○○事務所」「○○連絡所」

※後援団体では、「○○後援会事務所」「○○後援会連絡所」

「○○後援会会員証」

(注意) 上記以外の裏打ちのない政治活動用ポスターは、その記載内容や掲示の態様等からみて、選挙運動にわたるものでなければ、掲示禁止の対象とはなりません。が、ポスターの表面に掲示責任者及び印刷者の氏名（法人にあっては名称）及び住所の記載が義務付けられています。又、候補者等が行う政治活動のための演説会開催告知用ポスターは、記載の内容、掲示の形態から選挙運動にわたると解されるものを除けば、規制から除外されます。

※掲示禁止の対象となっていない政治活動用ポスターであっても、候補者等の氏名又はその氏名が類推されるようなもの及び、後援団体の名称を表示するものは、選挙ごとに一定期間（任期満了による選挙にあっては、その任期満了日の6ヶ月前の日から当該選挙の期日までの間）当該選挙区内には掲示することができません。

政治活動のためにする演説会等の会場でその開催中使用されるもの

「政治活動のためにする演説会等」とは、政治活動のために、不特定又は多数の聴衆を参集させ、演説・講演・講義等を行う集会をいうものであり、これに該当するものとしては、時局講演会・国会（県政・市政）報告会・〇〇と語る会等が考えられますが、選挙運動にわたらない、純粋な政治活動でなければなりません。

この様な、政治活動のためにする演説会等の会場において当該演説会等の開催中使用される文書図画は、候補者等の氏名又は、その氏名が類推されるようなものでなければ、掲示禁止の対象とはなりません。

したがって、政治活動のためにする演説会等の会場においては、その演説会等の開催中、ポスター・立札・看板・ちょうちんの類を使用することができるのは勿論、その会場内においては、スライドその他の方法による映写等の類を使用することもできます。

なお、ここにいう文書図画は、公職の候補者等又は後援団体の純粋な政治活動のために使用されるものであり、当該文書図画の記載内容、掲示の態様から選挙運動にわたるものであってはならないことは、立札・看板・ポスターの場合と同様です。

演説会等の会場で使用する文書図画は、規格等の制限はありませんが、必要以上に大きいもの又は大量に掲示されたもの等は、その記載内容、掲示の態様等から選挙運動にわたるものと認められる場合があります。

演説会等周知用看板等を、会場からかけ離れた場所に掲示することは禁止されます。又、開催中に限り掲示することができるようになっており、開催日以前から掲示しておくことは禁止されています。